

高校生とともに自転車の安全利用に関する街頭啓発を実施します！
～九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間中の取り組み～

千葉市では、九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間中の取り組みとして、自転車を安全に利用してもらうための「自転車の走り方ルール」や「ヘルメットの着用」等について、沿道の高校に通う生徒等とともに街頭啓発を行いますので、お知らせします。

1 日時

令和6年5月14日（火）、15日（水）7：25～8：30

※上記日程のいずれかが雨天の場合は、令和6年5月16日（木）同時間に順延

2 実施対象区域

一般県道 稲毛停車場穴川線 約470mの区間
(稲毛区小仲台5-1 仲よし公園付近)

<位置図>



3 参加団体 ※人数は各日の参加人数

千葉県立千葉女子高等学校（生徒参加） 21人
千葉西警察署 2人
千葉西交通安全協会 3人
千葉市 11人

4 実施内容

実施対象区域内の歩道にて、自転車の安全利用を促す内容や、自転車の盗難防止を呼びかける以下のようなプラカードを持ち、通行する自転車利用者などに呼びかけを行います。



プラカードのレイアウト例

5 実施イメージ



6 取材について

- (1) 生徒に対する取材は、学校教員にお声かけした後、代表の生徒にお願いします。
- (2) 取材を希望する方は、5月13日（月）15：00までに自転車政策課へ電話またはメールでご連絡ください。

電話 043-245-5606

メール bicycle.COR@city.chiba.lg.jp

問い合わせ先

【街頭啓発に関すること】

建設局道路部自転車政策課 電話 245-5606

【九都縣市一斉自転車マナーアップ強化月間に関すること】

市民局市民自治推進部地域安全課 電話 245-5634